

事例研究～中国ビジネス法務

(第79回)

本社人事にも影響

～新就労許可制度でA・B類の認定を受けるには

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊 珑



11月から各地での試験運用が始まった「外国人訪中就労許可制度」に関し、国家外国人専門家局の「外国人訪中就労許可制度試験地区実施法案を印刷し公布することについての通知」(以下「通知」という)が、11月8日に同局のオフィシャルサイトに掲載されました。

通知には、外国人の就労に関するA・B・C類の認定基準や認定方法などを示した、制度全般の手続きについてのガイドも添付されています。これらの資料は、今後駐在員の就労許可手続きに大変重要な影響を及ぼすものとなるため、中国現地企業に限らず、日本の本社の皆さんにも注目いただくべき人事業務の最新動向と言えるでしょう。

通知の付属書類では、外国人就労者を各類に分類するための基準が定められています。駐在員はその基準に基づいて、自分がA類、B類のいずれに該当するのかをセルフチェックすることができます。例えば、学士以上の学位を持ち、なおかつ2年以上の関連実務の経験を持つ外国人が(1)グローバル企業の中堅以上の管理者や外国企業の駐在員事務所の首席代表もしくは代表であり、同時に(2)管理者または専門技術者である場合、B類の認定を受けられることとなっています。

しかしながら、この分類基準に該当するものが無い場合は、「ポイント加算制」と呼ばれる評価制度が適用されます。以下では今後、日系企業での適用が想定される当該制度について、要点をピックアップして解説いたします。

◇ポイント加算制とは

外国人の中国での就労に関する新しい管理制度により、外国人就労者はA・B・C類に分類管理されることになりました。この分類の基準は、国家外国人専門家局の通知に基づいて地方当局が具体的に定める基準が用いられます。そして、その基準のほかにポイント加算制が用いられ、就労者が年齢、給与、学歴、経験、中国語レベルなど幾つかの要素に基づいて獲得するポイントにより、A類またはB類の認定を受けられる可能性があります。

当該制度の適用に当たり、通知で「ポイント加算要素表」が発表されました。この表には九つの要素が設けられ、120点満点の中で、どのような要素によりいくら加点されるかが詳細に定められています。そのうち八つの要素(計110点)は客観的な判断が可能であるといえますが、残り一つの要素(計10点)は地方当局が具体的な基準を定める奨励加点項目であるため、地方による適用差が生じれば、それにより総得点数が左右されることになります。

→「ポイント加算要素表」については下記URL(上海市人社局HP)をご参照いただき、日本語訳をご要望の方は、弊所までご連絡ください。

http://www.12333sh.gov.cn/201412333/xw_zx/rdzt/zcjd31/07/201610/t20161018_1248178.shtml

◇ポイント加算制でA・B類に認定されるケース(試算)

・A類 外国ハイレベル人材 (120点満点中85点以上)

H氏は、日本本社から中国現地法人社の総経理に任命されることとなった。

【ステータス】(総合ポイント: 86点 ⇒ A類認定)

年齢50歳(10P)、修士(15P)「フォーチュングローバル500」に該当する会社での勤務経験(5P)、年俸45万元(20P)、実務経験15年(15P)、中国年間勤務9カ月以上(15P)、中国語HS K3級(6P)



・B類 外国専門人材(120点満点中60-85点)

(1)Y氏は日本本社から中国現地法人T社での駐在を任命された。

【ステータス】(総合ポイント : 69点 ⇒ B類認定)

年齢34歳(15P)、学士(10P)、年俸25万元以上(14P)、実務経験12年(15P)、中国での年間勤務時間9カ月以上(15P)、中国語成績未取得(0P)

(2)Z氏(技術者)は日本本社から中国現地法人U社での駐在を任命された。

【ステータス】(総合ポイント : 72点 ⇒ B類認定)

年齢50歳(10P)、年俸35万元以上(17P)、実務経験30年(15P)、中国での年間勤務時間9カ月以上(15P)、中国語HSK5級(10P)、地方当局の奨励加点(5P)

◇就労許可取得実務において留意すべきこと

今後の外国人就労者の就労許可取得実務において、ポイント加算制の適用で、その他の分類基準の適用でも(総経理などの高級管理職においては、ポイント加算制を適用されることなくB類との認定を受けられる可能性が高いと思われる)、駐在員自身の具体的な状況に基づいて個別の案件ごとに確認を行う必要があります。地方当局で分類認定などの就労許可手続きを行うに当たり、必要に応じて通知で定められた申請者の権利を積極的に活用することも大変重要となるでしょう。

この通り、本制度は、日本本社と現地の出向者や駐在員など皆さんに大きな影響を及ぼすため、早急な対応が必要となります。新常態(ニューノーマル)時代においては、制度への早期適応や十分な理解を通して、リスク管理・労務管理を行うことこそが、日系企業の発展および存続を大きく左右するカギとなるでしょう。

黒竜江省、高速・快速鉄道の人口カバー率80%に

中国最北部の黒竜江省では、高速鉄道および快速鉄道の旅客ネットワークの人口カバー率が80%となつた。黒竜江日報が21日伝えた。

同省では省都のハルビン市と遼寧省大連市を結ぶ「哈大高速鉄道」やハルビン-チチハル間の「哈齊高速鉄道」、牡丹江-ジャムス間の「牡佳客運鉄道」、ハルビン-ジャムス間の「哈佳快速鉄道」などが運行され、ハルビンを中心とした鉄道網が整備されている。(時事)

遼寧省、安全管理の徹底を=薬品メーカーに文書

中国遼寧省の安全生産監督管理局はこのほど、省内の薬品メーカーに対し、安全管理を徹底するよう求める文書を発表した。遼寧日報が21日伝えた。

文書は、薬品メーカーが従業員の安全に対する意識を高め、技術教育を強化することや生産設備を常に最善の状態に保つこと、危険な化学製品の安全管理に注力することを求めている。

同省は産業構造の転換に力を入れている。同省では従来、盛んだった重工業が縮小。一方、製薬などの新興産業が成長している。(時事)

吉林省白山市で街灯利用の「Wi-Fi」システム整備

中国吉林省南部の白山市は街灯を基地局とする無線通信「Wi-Fi(ワイファイ)」システムの整備を進めている。すでに一部地域で基地局の設置が始まっています。2018年までに全市をカバーするネットワークとなる計画だ。吉林日報が20日伝えた。

このシステムでは1カ所の街灯で半径120メートルの範囲をカバーする。市民のインターネット利用を便利にするほか、行方不明者や落とし物などに関する情報発信のためのインフラとしても活用する。(時事)

